



埼玉県報

第369号
令和4年(2022年)
12月6日
火曜日

目次

告示

- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 児玉土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

雑報

- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

告 示

埼玉県告示第千二百八十号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百八十二号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島巖

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社矢野園 代表取締役 矢嶋啓明

埼玉県上尾市上野二百四十一 外 計四十一者

（変更後） R E X T株式会社 代表取締役 塩田徹

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号 外 計三十四者

ハ 変更年月日

令和四年六月一日外

ニ 届出年月日

令和四年十一月二十二日

二 縦覧期間

令和四年十二月六日から令和五年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月六日から令和五年四月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千二百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターニットーモール

埼玉県熊谷市銀座二丁目二百四十五番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一〇二四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六八六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年七月二十三日

ニ 届出年月日

令和四年十一月二十二日

二 縦覧期間

令和四年十二月六日から令和五年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月六日から令和五年四月六日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
児玉土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出が
あった。

令和四年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏名 住所

理事 高橋 幸雄 埼玉県本庄市今井千百八十八番地一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年十二月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年十一月二十二日

指令川建セ第〇四〇〇一一号

二 検査済証番号

令和四年十二月一日

川建セ第〇四〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡美里町大字小茂田字鍋谷戸百四十一番一、百四十一番二、百四十一番三、百四十二番、百四十三番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡美里町大字小茂田五百六十番地一
株式会社日本製衡所 代表取締役 岩淵智宏

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和四年十二月六日

埼玉県病害虫防除所長 植竹恒夫

令和4年5月、6月、7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	兼松アグリテック株式 会社	米の精入り混合有機2 62	TN, TP, TK, Cd, As				
豆腐かす乾燥肥料	ヤマキ醸造株式会社	乾燥おから	TN				
食品残さ加工肥料	大村商事株式会社	みどりくん	TN, TK				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－カリ全量、Cd－カドミウム、As－ヒ素